

## 令和6年度版 年金マニュアルシート 【追補】

令和6年8月1日から高年齢雇用継続給付の支給限度額が変更されました。

### 4 雇用保険との調整（4頁）

「●厚生年金と失業給付（基本手当）との調整」における「高年齢雇用継続給付を受ける条件」の下線部の記述が下記のとおり変わりました。

（変更前）・各月賃金が 370,452 円（令和5年8月1日～）未満

（変更後）・各月賃金が 376,750 円（令和6年8月1日～）未満